

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) 下線を付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 定義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～10 (省略)</p> <p>11 自発的情報交換</p> <p>租税条約等の一方の締約国又は締約者が賦課又は徴収に係る調査等（以下「調査等」という。）の過程で入手した情報で、他方の締約国又は締約者にとって課税又は徴収上有効と認められるものを当該他方の締約国又は締約者に自発的に提供することをいう。</p> <p><u>なお、平成27年10月に経済協力開発機構（OECD）から公表された税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画5の最終報告書に従い、相互協議（租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議をいう。）を伴わない事前確認（税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいう。）等に関する情報の提供も含む。</u></p> <p>12～22 (省略)</p> <p>23 <u>局 FATCA 事務取扱者</u></p> <p><u>FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請において特定された日本国内金融機関に対する不同意口座等（米国内国歳入庁への口座情報の提供に関して口座を保有する米国人から同意を得られなかった口座等をいう。）に係る照会文書の発出に係る事務を行う者をいい、金融機関が調査部所管法人である場合は国税局（沖</u></p>	<p>第1 定義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～10 (同左)</p> <p>11 自発的情報交換</p> <p>租税条約等の一方の締約国又は締約者が賦課又は徴収に係る調査等（以下「調査等」という。）の過程で入手した情報で、他方の締約国又は締約者にとって課税又は徴収上有効と認められるものを当該他方の締約国又は締約者に自発的に提供することをいう。</p> <p>12～22 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>縄国税事務所を除く。）の調査管理課総務係長又は沖縄国税事務所の調査課総務係長、税務署所管法人である場合は国税局（沖縄国税事務所を除く。）の法人課税課総務係長又は沖縄国税事務所の法人課税課法人第一係長をいう。</u></p> <p>24 送達共助</p> <p>租税に関する文書の送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）が租税条約等の相手国等にある場合に、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に囑託して送達することをいう。</p> <p>第2 情報交換に係る事務手続</p> <p>1 要請に基づく情報交換に係る事務手続</p> <p>(1) 相手国等への情報提供要請</p> <p>イ 情報提供要請の進達及び回付</p> <p>税務署又は国税局の調査等において、相手国等へ次に掲げる情報（国内において入手することが困難なものに限る。）の提供を要請する必要がある場合には、局管理者は（署管理者にあつては局管理者を経由して）、当該要請を別紙様式1 <u>（ただし、各事務系統の事務提要等において、別途様式を定めている場合は当該様式を使用して差し支えない。）</u>により庁主管課へ進達する。庁主管課は、租税条約等で定められている要請に当たって記載すべき事項が別紙様式1において記載されていることを確認の上、当該進達を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>(イ)～(ハ) （省略）</p> <p>(ニ) 相手国等に対するグループリクエスト</p>	<p>23 送達共助</p> <p>租税に関する文書の送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）が租税条約等の相手国等にある場合に、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に囑託して送達することをいう。</p> <p>第2 情報交換に係る事務手続</p> <p>1 要請に基づく情報交換に係る事務手続</p> <p>(1) 相手国等への情報提供要請</p> <p>イ 情報提供要請の進達及び回付</p> <p>税務署又は国税局の調査等において、相手国等へ次に掲げる情報（国内において入手することが困難なものに限る。）の提供を要請する必要がある場合には、局管理者は（署管理者にあつては局管理者を経由して）、当該要請を別紙様式1により庁主管課へ進達する。<u>ただし、各課の実状に応じて独自の様式を使用している場合は当該様式を使用して差し支えない。</u>庁主管課は、租税条約等で定められている要請に当たって記載すべき事項が別紙様式1において記載されていることを確認の上、当該進達を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>(イ)～(ハ) （同左）</p> <p>(ニ) 相手国等に対する<u>グループ納税者の提供要請</u>（グループ</p>

改正後	改正前
<p>(注)グループリクエストとは、一定のグループに属する複数の納税者で個々に本人の特定ができない者(納税者グループ)に関する情報提供要請をいう。</p> <p>(ホ) (省略)</p> <p>ロ～ト (省略)</p> <p>チ 相手国等から受領した情報の活用事績の報告</p> <p>局(署)管理者は、相手国等から受領した情報を活用した場合には、当該情報を端緒とした増差所得、徴収額等の有無にかかわらず、当該事案を処理した月、又は滞納処分、徴収共助の要請などを行った月の翌月の末日までに別紙様式5により当該活用の事績を庁主管課へ報告する。庁主管課は当該報告を庁国際業務課へ<u>速やかに</u>回付する。</p> <p>(2) 相手国等からの情報提供要請</p> <p>イ～ヌ (省略)</p> <p>ル 収集した情報の報告及び回付</p> <p>局管理者は(署管理者にあつては局管理者を経由して)、情報収集担当者が収集した情報を庁主管課へ別紙様式7により報告する。その際、相手国等において当該情報を納税者へ開示することに支障があると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。庁主管課は、当該情報を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>ヲ 収集した情報の相手国等への提供</p> <p>庁国際業務課は、庁主管課から回付を受けた情報を速やかに相手国等へ提供する。その際、庁国際業務課は、当該情報がイ</p>	<p>リクエスト)</p> <p>(注)グループリクエストとは、一定のグループに属する複数の納税者で個々に本人の特定ができない者(納税者グループ)に関する情報提供要請をいう。</p> <p>(ホ) (同左)</p> <p>ロ～ト (同左)</p> <p>チ 相手国等から受領した情報の活用事績の報告</p> <p>局(署)管理者は、相手国等から受領した情報を活用した場合には、当該情報を端緒とした増差所得、徴収額等の有無にかかわらず、当該事案を処理した月、又は滞納処分、徴収共助の要請などを行った月の翌月の末日までに別紙様式5により当該活用の事績を庁主管課へ報告する。庁主管課は当該報告を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>(2) 相手国等からの情報提供要請</p> <p>イ～ヌ (同左)</p> <p>ル 収集した情報の報告及び回付</p> <p>局管理者は(署管理者にあつては、<u>局</u>管理者を経由して)、情報収集担当者が収集した情報を庁主管課へ別紙様式7により報告する。その際、相手国等において当該情報を納税者へ開示することに支障があると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。庁主管課は、当該情報を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>ヲ 収集した情報の相手国等への提供</p> <p>庁国際業務課は、庁主管課から回付を受けた情報を速やかに相手国等へ提供する。その際、庁国際業務課は、当該情報がイ</p>

改正後	改正前
<p>及びロの情報不供事由並びにニ及びホの不行使事由に該当しないことを確認する。</p> <p>また、相手国等において当該情報を納税者に提示することに支障があるとされている場合には、調査の妨げになるなど提示できないとする理由を付した上、その旨を記載する。</p> <p><u>なお、国際的な基準としては、相手国等から要請を受けた日から 90 日以内に、相手国等に対し要請された情報を提供すること又は当該要請の進捗状況を通知することとされていることから、迅速かつ的確な対応に努めることに留意する。</u></p> <p>ワ (省略)</p> <p>(3) FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請</p> <p>イ FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請</p> <p>国税庁は、不同意口座等の情報について米国内国歳入庁から情報提供要請があった場合には、日本国内金融機関（日米共同声明等で定める日本国内金融機関をいう。）に対して不同意口座等に係る照会文書（国税庁から金融機関に対して不同意口座等の残高等の情報について照会する文書）を発送し情報提供を求める。</p> <p>(注) FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請の位置付け</p> <p>FATCA の実施に関して、我が国においては、日米共同声明等により、<u>不同意口座等</u>について、米国内国歳入庁が国税庁に対して日米租税条約第 26 条（情報交換規定）に基づき、口座情報の提供を要請することとなって</p>	<p>及びロの情報不供事由並びにニ及びホの不行使事由に該当しないことを確認する。</p> <p>また、相手国等において当該情報を納税者に提示することに支障があるとされている場合には、調査の妨げになるなど提示できないとする理由を付した上、その旨を記載する。</p> <p><u>(注) 国際的な基準としては、我が国が相手国等から情報収集の要請を受けた日から 90 日以内に要請された情報を提供することが望ましいとされている。</u></p> <p>ワ (同左)</p> <p>(3) FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請</p> <p>イ FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請</p> <p>国税庁は、不同意口座等の情報について米国内国歳入庁から情報提供要請があった場合には、日本国内金融機関（日米共同声明等で定める日本国内金融機関をいう。）に対して不同意口座等に係る照会文書（国税庁から金融機関に対して不同意口座等の残高等の情報について照会する文書）を発送し情報提供を求める。</p> <p>(注) FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請の位置付け</p> <p>FATCA の実施に関して、我が国においては、日米共同声明等により、<u>米国内国歳入庁への口座情報の提供に関して口座を保有する米国人から同意を得られなかった口座等（以下、「不同意口座等」という。）</u>について、</p>

改正後	改正前
<p>いる。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 照会文書の発送に係る手続</p> <p>FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請があった場合、庁国際業務課は、別紙様式 16 により庁主管課に対して、当該情報提供要請があった旨を通知するとともに、<u>局 FATCA 事務取扱者</u>に対して、当該情報提供要請において特定された日本国内金融機関（以下（3）において「特定金融機関」という。）に対する不同意口座等に係る照会文書の発出に係る決裁を行うよう依頼する。</p> <p>なお、照会文書の発送は、租税条約等実施特例法第 9 条に規定する質問検査権の行使に該当する。</p> <p>ニ 各国税局における手続</p> <p>(イ) 各局所管部長までの決裁</p> <p><u>局 FATCA 事務取扱者</u>は、「ハ 照会文書の発送に係る手続」について、各国税局内の決裁手続の例に従い、一元的文書管理システムにより照会文書の発出の決裁を了する。</p> <p>(ロ) 決裁完了の通知</p> <p>照会文書の発出の決裁を了した<u>局 FATCA 事務取扱者</u>は、庁国際業務課に決裁を了した旨を通知する。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>2 自発的情報交換に係る事務手続</p>	<p>米国内国歳入庁が国税庁に対して日米租税条約第 26 条（情報交換規定）に基づき、口座情報の提供を要請することとなっている。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 照会文書の発送に係る手続</p> <p>FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請があった場合、庁国際業務課は、別紙様式 16 により庁主管課に対して、当該情報提供要請があった旨を通知するとともに、<u>局管理者</u>に対して、当該情報提供要請において特定された日本国内金融機関（以下（3）において「特定金融機関」という。）に対する不同意口座等に係る照会文書の発出に係る決裁を行うよう依頼する。</p> <p>なお、照会文書の発送は、租税条約等実施特例法第 9 条に規定する質問検査権の行使に該当する。</p> <p>ニ 各国税局における手続</p> <p>(イ) 各局所管部長までの決裁</p> <p><u>局管理者</u>は、「ハ 照会文書の発送に係る手続」について、各国税局内の決裁手続の例に従い、一元的文書管理システムにより照会文書の発出の決裁を了する。</p> <p>(ロ) 決裁完了の通知</p> <p>照会文書の発出の決裁を了した<u>局管理者</u>は、庁国際業務課に決裁を了した旨を通知する。</p> <p>ホ (同左)</p> <p>2 自発的情報交換に係る事務手続</p>

改正後	改正前
<p>(1) 相手国等への自発的な情報提供</p> <p>調査等の過程で収集された相手国等(要請に基づく情報交換のみを規定している租税条約等の相手国等を除く。)の納税者に関する情報で相手国等にとって有効と認めるものを把握した場合には、局管理者は(署管理者にあつては局管理者を経由して)、当該情報を庁主管課へ別紙様式8 <u>(ただし、各事務系統の事務提要等において、別途様式を定めている場合は当該様式を使用して差し支えない。)</u>により進達する。その際、相手国等において当該情報を当該相手国等の納税者へ開示することに支障があると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。</p> <p>庁主管課は、当該情報を庁国際業務課へ回付し、庁国際業務課は、第2 1(2)ワの「収集した情報の相手国等への提供」に準じて、相手国等へ情報を提供する。</p> <p>なお、これらの事案の管理については、第2 1(2)ワの「相手国等からの要請事案の管理」に準ずる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 相手国等から自動的情報交換により受領した情報の活用事績の 回報 (省略)</p> <p>4 相手国等税務職員等に対する顕彰 (省略)</p>	<p>(1) 相手国等への自発的な情報提供</p> <p><u>局(署)管理者は、</u>調査等の過程で収集された相手国等(要請に基づく情報交換のみを規定している租税条約等の相手国等を除く。)の納税者に関する情報で相手国等にとって有効と認めるものを把握した場合には、局管理者は(署管理者にあつては、<u>局</u>管理者を経由して)、当該情報を庁主管課へ別紙様式8により進達する。その際、相手国等において当該情報を当該相手国等の納税者へ開示することに支障があると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。</p> <p>庁主管課は、当該情報を庁国際業務課へ回付し、庁国際業務課は、第2 1(2)ワの「収集した情報の相手国等への提供」に準じて、相手国等へ情報を提供する。</p> <p>なお、これらの事案の管理については、第2 1(2)ワの「相手国等からの要請事案の管理」に準ずる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3 相手国等から自動的情報交換により受領した情報の活用事績の 回報 (同左)</p> <p>4 相手国等税務職員等に対する顕彰 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第3 送達共助に係る事務手続</p> <p>1 相手国等への送達の要請をする場合（【別紙1】を参照） (1)・(2)（省略）</p> <p>(3) 相手国等から送達完了の連絡があった場合 相手国等から送達完了した旨の連絡があった場合には、庁国際業務課は当該情報を別紙様式15により、庁主管課に回付し、庁主管課は局管理者へ当該情報を回付する。署管理者からの進達に基づく場合には、局管理者は署管理者へ回付する。</p> <p>(4) 相手国等への送達要請の管理 署管理者、局管理者及び庁主管課は、別紙様式11(1)の「管理簿」を用いて、また、庁国際業務課は別紙様式12(1)の「整理簿」を用いて、これらの案件の管理を行う。 なお、庁国際業務課は庁主管課との間で、四半期ごとに整理簿と管理簿の照合を行う。</p> <p>2 相手国等からの送達の要請があった場合（【別紙2】を参照） （省略）</p> <p>第4 雑則 （省略）</p> <p>【別紙1】～【別紙2】（省略）</p>	<p>第3 送達共助に係る事務手続</p> <p>1 相手国等への送達の要請をする場合（【別紙1】を参照） (1)・(2)（同左）</p> <p>(1) 相手国等から送達完了の連絡があった場合 相手国等から送達完了した旨の連絡があった場合には、庁国際業務課は当該情報を別紙様式15により、庁主管課に回付し、庁主管課は局管理者へ当該情報を回付する。署管理者からの進達に基づく場合には、局管理者は署管理者へ回付する。</p> <p>(2) 相手国等への送達要請の管理 署管理者、局管理者及び庁主管課は、別紙様式11(1)の「管理簿」を用いて、また、庁国際業務課は別紙様式12(1)の「整理簿」を用いて、これらの案件の管理を行う。 なお、庁国際業務課は庁主管課との間で、四半期ごとに整理簿と管理簿の照合を行う。</p> <p>2 相手国等からの送達の要請があった場合（【別紙2】を参照） （同左）</p> <p>第4 雑則 （同左）</p> <p>【別紙1】～【別紙2】（同左）</p>